環境推進工場登録規程

平成24年2月1日制定 平成25年9月20日改定 平成28年9月6日改定 平成29年8月1日改定 東京都印刷工業組合

【目的】

第1条 本規程は、環境推進工場登録について定める。

【定義】

第2条 環境推進工場とは東京都印刷工業組合が制定するEMS(環境マネジメントシステム)、環境法規制、資材のグリーン購入、廃棄物の適正処理、省エネを推進する工場で一定水準に達した工場を登録するものである。

【対象】

- 第3条 環境推進工場の称号と登録証を取得希望の工場で、登録後(社)日本印刷産業連合会のグリーンプリンティング認定(GP認定)を目指す企業を対象とする。
 - 2. 登録を受けようとする工場は、工場単位で認定を受けなければならない。

【基準】

第4条 GP認定へのステップとなり整合性がとれたものとして別に定める。環境推進工場チェック表の達成率が70%を超え、かつ必須項目を全てクリアーした工場・事業所を認定する。

【登録方法】

- 第5条 登録に当たっては、事前に公表されている基準に照らし自己評価を行うことで、 環境推進達成状況を確認することができるので、把握しておくこと。
 - 2. 登録申請には、講習会の受講が前提となり、要求事項の解説や登録ワーク講習後に、行われる修了試験に合格しなければならない。合格者には修了証と修了番号が付与し、登録申請の資格となる。
 - 3. 登録を受けようとする工場は、次の書類(以下「申請書類」)を東京都印刷工業 組合登録事務局(以下「登録事務局」)に提出し登録審査を受けなければならな い。
 - (1) 環境推進工場登録審査申請書
 - (2) 環境推進工場登録申請チェック表
 - (3)環境推進工場登録要求事項の証明添付書類
 - 4. G P認定工場が、環境推進工場の登録申請を行う場合、講習会に参加し修了試験 に合格した上で、次の書類の提出により登録審査受けることができる。
 - (1) 環境推進工場登録審査申請書
 - (2) 環境推進工場登録申請チェック表

(3) 適用法規制一覧表

【講習会受講料、登録申請料】

- 第6条 講習会受講時に受講料を、また登録申請時に登録申請料を支払わなければならない。
 - 2. 講習会受講料、登録審査料は定額とする。
 - 3. 第1項について支払われた料金は、それぞれ受講、書類提出の有無および審査の 結果を問わずと返還しない。
 - 4. G P認定工場企業が環境推進工場登録講習会を受講する場合、受講料は所定どおりとし、登録申請する場合登録申請料は不要とする。

【登録機関】

- 第7条 東京都印刷工業組合環境委員会(以下「環境委員会」)は、登録決定機関として 環境推進工場登録委員会(以下「登録委員会」)を設置する。
 - 2. 環境委員会は、登録審査員を任命し、登録審査の実務を委託できる。登録審査員の任命に当たっては、登録事務局が推薦を行い環境委員会が決定する。
 - 3. 登録委員会及び登録審査員に関する規程は別途定める。

【登録審査及び登録】

- 第8条 登録審査は、第5条第3項に記載の(1)(2)に対する書類審査を行う。但 し、現地審査を行う場合もある。
 - 2. 登録審査の実務は、登録審査員および登録事務局が行い、この結果を登録審査報告書にまとめ登録委員会に提出する。但し、審査において不適合事項があればこれを申請工場に対し指摘し、是正を求めることができる。
 - 3. 登録委員会は前2項の登録審査報告書に基づき、適正と認めた工場に対し登録を 行う。
 - 4. 登録委員会にて登録を認められた日をもって、登録日とする。
 - 5. 登録事務局は登録の可否について、申請工場に対し速やかに通知を行うものとする。

【登録証の発行】

第9条 登録事務局は、登録が完了した工場に対し、登録工場名、登録番号、登録日等を 記した登録証を発行する。発行者は事業主体である全日本印刷工業組合連合会会 長名とする。

【登録の公表】

第10条 登録事務局は、登録された工場を公表する。公表する内容は次のとおり。 事業者名、工場名、所在地、登録番号、登録日、登録有効期限

【登録マーク】

第11条 登録マークの取扱いに関する規程は別途定める。

【登録の有効期間】

第12条 登録工場の登録有効期間は登録日から2年間とする。

【登録の更新】

- 第13条 登録工場の登録有効期間が切れる場合は、登録工場は登録有効期限の1ヶ月前までに更新を行うための登録申請をしなければならない。更新の際には所定の更新料を支払わなければならない。
 - 2. 更新手続きは、第5条3項、第7~9条を準用する。

【登録事務局等の守秘義務】

第14条 登録に当たり、登録審査員および登録事務局員は、登録申請及び登録審査において知り得た情報について、守秘義務を負う。

【基準等の見直し】

- 第15条 登録基準は毎年見直しを図り、必要な場合は改定する。
 - 2. 基準の改定については、登録委員会で審議、環境委員会で承認を行う。
 - 3. 見直しの際にはGP認定基準との整合性を図る。
 - 4. 改定後の基準については、改定日以降の登録申請から適用する。

【登録の取り消し】

第16条 登録後に基準要件に対する不適合があった場合は、登録取り消しとし、登録事務 局が当該企業に通知した上で、登録証の返還、公表の抹消措置をとる。

【疑義への対応】

第17条 本規程の内容に疑義が生じた場合は、関係者間の協議の上決定する。

【改定】

第18条 本規程の改定は、登録委員会の議を経て、環境委員会の承認を得て行う。

付則

1. 本規程は、平成24年2月1日から発効する。

以上